



# 琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	沖縄本島首里方言における口蓋化について
Author(s)	宮良, 信詳
Citation	ヒューマンサイエンス = Ryudai human science review(1): 1-34
Issue Date	1995-03
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/15876">http://hdl.handle.net/20.500.12000/15876</a>
Rights	

## 沖縄本島首里方言における口蓋化について\*

宮良 信 詳

On the Treatment of Palatalization in the Shuri Dialect

Shinsho Miyara

In the previous analyses of the Shuri dialect and many other Okinawa main-island dialects, palatalized consonants have been proposed as phonemes /c/ and /z/. However, this analysis of /c/ and /z/ is unsatisfactory in that: (i) in essentially the same environment, it becomes necessary to make a phonological distinction of whether /c/ should derive [t] or [k] and of whether /z/ should derive [d] or [g]; (ii) phonemic representations containing /c/ and /z/ cannot provide any means to make distinctions in many sets of homonyms; (iii) although correspondences are expected in the phonemic representations of words of the same origin among the dialects of Japanese, the expected correspondences of /c/ or /z/ are opaque. For example, /c/ in /cici/ (→ [tʃitʃi] 'moon') corresponds to /ts/ or /k/ in /tsiki/ (→ [tsiki]) of the Ishigaki dialect, one of the southern Ryukyuan dialects, and to /t/ or /k/ in /tuki/ (→ [tsuki]) in Standard Japanese. Similarly, the correspondence of /z/ in /zii/ (→ [dʒii] 'soil') or /zintoo/ (→ [dʒintoo] 'true') is also opaque when compared with [dzii] or [gintoo] in the Ishigaki dialect and [dʒi] or [gentoo] in Standard Japanese. The most serious problem of the above three is the one stated in (i). By contrast, the present analysis, which renders it unnecessary to set up such phonemes as /c/ and /z/ and whose palatalization is applicable to /t/, /d/, /k/, /g/ as well as /s/, /h/, has an automatic consequence of solving the problems above.

キーワード：琉球方言、沖縄本島首里方言、口蓋化、中舌高母音音素、音韻対応

## 0. はじめに

北琉球の奄美諸島や、南琉球の宮古、八重山諸島における方言の多くには、中舌高母音[i]が音声的に存在するが、沖縄本島方言にはその[i]がまったく無い。しかし、沖縄本島における与那原方言(や首里方言など)には、奄美や先島の多くの方言と同様に、第6番目の母音音素として、中舌高母音の特性をもつ音素/i/を設定することが必要だとする立場を、宮良・新川(1994)において提唱したことがある。本稿は、その立場から、首里方言の例を用いて、口蓋化に関する従来の分析の問題点を指摘すると同時に、口蓋化の分析を新たに提示することを目的とする。

音素/i/の存在は、次例を口蓋化と非口蓋化の対立として捉えることを可能にする。(1イ)における/t/、/d/、/k/、/g/は/i/の直前の位置で口蓋化を起こしているが、<sup>1)</sup> (1ロ)における/t/、/d/、/k/、/g/は中舌高母音音素/i/の直前の位置なので口蓋化を起こさない。つまり、(1ロ)では、/i/を設定して、口蓋化が起こらないことに対する説明を与えようとするものである。

- (1) イ. /tii/ → tʃii <血>  
       /dii/ → dʒii <地>  
       /hooki/ → hootʃi <箒>  
       /riigi/ → riidʒi <礼儀>

- ロ. /tii/ → tii <手>  
       /sudi/ → sudi <袖>  
       /wuuki/ → wuuki <桶> <sup>2)</sup>  
       /kaagi/ → kaagi <影=姿>

しかし、沖縄本島方言に関する従来の音韻分析--例えば、金城・服部(1955)、仲宗根(1983)、上村(1962,1992)、中本(1976)、津波古(1992)、名嘉真(1993)--[以後、

単に『従来の分析』と呼ぶ]では、(2)のような対立を提示している。そこでは、(1イ)における /t/、/d/、/k/、/g/ に代わって、新たに独立した音素 /c/、/z/ を設定する立場である。(2イ)における /c/ から [tʃ]、/z/ から [dʒ] が派生されるが、(2ロ) で示すように /t/、/d/、/k/、/g/ は /i/ の直前の位置であっても口蓋化を起さないとみる立場である。問題の音素 /c/、/z/ は(1) で表明される分析においては不要である。

(2) イ.	/cii/	→	tʃii	<血>
	/zii/	→	dʒii	<地>
	/hooci/	→	hootʃi	<箒>
	/riizi/	→	riidʒi	<礼儀>
ロ.	/tii/	→	tii	<手>
	/sudi/	→	sudi	<袖>
	/wuuki/	→	wuuki	<桶>
	/kaagi/	→	kaagi	<影=姿>

(2)のように、独立した音素 /c/、/z/ を設定し、/s/、/h/ に対しては口蓋化の適用を認める立場は、過去40年近くにわたって、ほとんど定説化されているものである。

本稿では、首里方言の例を用いて、(2)で表明された従来の沖縄本島方言分析における問題点を指摘して、(1イ)において適用される口蓋化分析の妥当性を論じる。首里方言からの用例は、主に『沖縄語辞典』(1983)を参考にしたが、動词语根の末尾が子音なのか、母音なのかによって、動詞の活用語尾がそれぞれ規則的に ~ (y)uN、~yiN に変化するということや、[ts]と[tʃ]、[dz]と[dʒ]との区別は現在では存在しないということに関しては、著者の依頼したインフォーマントに従っている。

## 1. 琉球方言における口蓋化

本節では口蓋化に関する従来の分析と本分析の基本的な違いについて概説する。

1.1節では口蓋化された子音を音素として設定した/c/、/z/について触れ、1.2節では本分析における口蓋化の基本的な立場について述べる。

### 1.1. 口蓋化の特徴をもつ音素/c/、/z/

従来の口蓋化に関する分析では、どの琉球方言の場合でも、口蓋化に係わる音素の1つとして、/c/や/z/が設定されている。例えば、上村(1992:799)では首里方言における/c/、/z/が提案されているし、中本(1976)でも与那国祖納方言、八重山石垣方言、宮古大浦方言、沖縄本島奥武方言、奄美名瀬方言の分析において/c/、/z/が用いられている。また、名嘉真(1993)でも、北奄美の大勝、中間、母間方言；南奄美の手々知名、茶花方言；伊是名島諸見方言；沖縄本島の名護、糸満方言；久米島西銘方言；宮古諸島の西原、狩俣、仲地、白浜、塩川方言；八重山諸島の大浜、竹富方言における分析で/c/、/z/が採用されている。同様な立場が、上村(1978)における現代日本語の音韻分析にも表明されている。ここでは、音素/c/、/z/の特性について述べる。

従来の分析における/c/、/z/は常に同じ音声的特性を表わしているわけではない。例えば、上村(1992)における首里方言と中本(1976)における八重山石垣方言とを比較してみると、前者では(3)における/c/、/z/の音声表出はそれぞれ(4)のような硬口蓋破擦音[tʃ]、[dʒ]であり、後者では(3)における/c/、/z/の音声表出は/i/の直前に位置づけられる場合を除いては(5)のような歯茎破擦音[ts]、[dz]である。

(3) イ. /ci/ /ce/      (/ci/) /ca/ /co/      /cu/  
 ロ. /zi/ /ze/      (/zi/) /za/ /zo/      /zu/

(4) イ. tʃi      \_\_\_\_\_ (tʃee は可)      tʃa      \_\_\_\_\_ (tʃoo は可)      tʃu  
 ロ. dʒi      \_\_\_\_\_ (dʒee は可)      dʒa      \_\_\_\_\_ (dʒoo は可)      dʒu

(5) イ.	tʃi	_____	tsi	tʃa	_____	tsu
ロ.	dʒi	_____	dʒi	dʒa	dzo	dzu

拍に関する音韻表示(3)とその音声表出(4)との関係においては、/c/、/z/ という音素自体が硬口蓋で調音されるという特性を有していると解釈されるので、口蓋化規則が適用される必要性は必ずしもない。上村(1978)によると、(3)における/c/、/z/は「口蓋音化を特徴とする」音素である。それに、口蓋化とは一般に/i/や/y/の硬口蓋調音に同化した子音変化を指す場合に限り、非硬口蓋調音を特徴とする/a o u/の直前における子音が口蓋化を起こすという見方には普遍性はないので、音韻表示(3)に対して口蓋化規則が適用されて(4)が音声表出されることはない。しかしながら、(5)における八重山石垣方言の場合には、/i/の直前の位置で口蓋化規則が適用されて初めて[tʃi]が派生される。

本分析においては、(4)で示される拍は原則的には/t/、/k/又は/d/、/g/が/i/の直前の位置に生起するか、あるいは次のような音韻表示から口蓋化の適用を受けて派生される。星印(\*)は許容されないことを示し、[ ]内の音素配列は原理的には可能であるが、その例は確認されていないことを示している。

(6) イ.	* /tyi/ (→tʃi)	* /tye/ (→tʃe)
	/tyi/ (→tʃi)	/tya/ (→tʃa) /tyo/ (→tʃo) /tyu/ (→tʃu)
	* /kyi/ (→tʃi)	* /kye/ (→tʃe)
	[ /kyi/ (→tʃi) ]	/kya/ (→tʃa) /kyo/ (→tʃo) /kyu/ (→tʃu)
ロ.	* /dyi/ (→dʒi)	* /dye/ (→dʒe)
	/dyi/ (→dʒi)	/dya/ (→dʒa) /dyo/ (→dʒo) /dyu/ (→dʒu)
	* /gyi/ (→dʒi)	* /gye/ (→dʒe)
	/gyi/ (→dʒi)	[ /gya/ (→dʒa) /gyo/ (→dʒo) /gyu/ (→dʒu) ]

／tyi／、／kyi／、／dyi／、／gyi／や／tye／、／kye／、／dye／、／gye／のような拍が許容されないのは、標準語の場合と同様に、／y／は後舌性をもつ(中舌または後舌)母音とのみ共起するという、(7)で示すような制限に因るものである。

(7) \*／yi／ \*／ye／ /yi/ /ya/ /yo/ /yu/

／tyi／、／kyi／、／dyi／、／gyi／については後節で詳述する。

(6)における／tye／、／kye／や／dye／、／gye／が許容されないということは、／tyai／、／kyai／や／dyai／、／gyai／から母音融合によって[tʃee]や[dʒee]が派生されることを否定するものではない。(7)に基づく共起上の制限を表わす\*／tye／、\*／kye／、\*／dye／、\*／gye／はむしろ積極的な意味をもち、その音声表出である[tʃe]や[dʒe]が存在しないことを正しく予測する。一方、(4)における[tʃee]や[dʒee](その例として(29イ)を参照)は、基本的には母音融合((30)～(32)を参照)などによって派生されると見做すことになる。しかし、従来の分析では[tʃe]、[dʒe]の拍に関する事実は単なる偶然の結果でしかない。

従来の分析では、硬口蓋破擦音[tʃ]、[dʒ]は口蓋化の適用を受けなくて音素／c／、／z／の直接的な音声実現であるとしても、歯茎摩擦音[s]が実在する以上、硬口蓋摩擦音[ʃ]は口蓋化規則の適用が必要である。口蓋化規則の適用を認めなければ、個別に／s／と／ʃ／を音素として設定することになる。しかし、半母音の場合(7)とは異なり、後舌母音の後続のみを許す子音音素／s／と、それ以外の母音と共起する子音音素／ʃ／を認めることはできない。母音の前に現れる／s／と／ʃ／は相補分布を成しているので、同一音素に属する異音として処理すべきである。

このようにして、従来の分析においても、口蓋化規則は必要であるし、[tʃe]や[dʒe]の拍に関する事実に対して説明を直接与えることができない。本分析では、口蓋化規則を認めるだけで、／c／や／z／の音素が不要になり、(4)や(5)における拍を派生できるし、[tʃe]や[dʒe]の拍に関する事実に対しても直接説明を与えることができるという点ですでに勝れている。本分析では、／c／や／z／に代わって、中舌高母音音素／i／が必要になるが、その必要性に関する議論については、詳

しくは宮良・新川(1994)を参照。

通常、/c/は破擦音としての特性をもち、/z/は摩擦音としての特性を有する。しかも、(5)で示すような八重山石垣方言などにおける拍はすべて破擦音が関与しているので、/c/、/z/に代わって、本分析では/ts/、/dz/と音韻表示する。

## 1. 2. 本分析における口蓋化

「言語音は隣接する音によって影響されやすく、そのときにおける影響の受け方は規則的である」という大前提に基づく(共時的な)変化の一つに口蓋化と呼ばれる音声現象がある。口蓋化とは、一般に歯茎子音や軟口蓋子音が口腔内における硬口蓋の位置において、舌背の引き上げで調音される母音/i/や半母音/y/に隣接するとき、それに同化して同一調音点を有する硬口蓋子音に変化することをいう。後述の説明の便宜上、次のように口蓋化をまとめておくことにする。

### (8) 口蓋化の適用条件

口蓋化を引き起こす子音は (i) 歯茎子音だけなのか、(ii) 歯茎子音と軟口蓋子音の両方なのか、(iii) 摩擦性という共通する素性をもつ歯茎破擦音や歯茎摩擦音なのか；また、口蓋化の要因となる音は (iv) /i/と/y/の両方なのか、(v) /y/ だけなのか、(vi) /i/ だけなのか、ということは個々の言語にその選択を任されている。(i)~(iii)の他に、口蓋化を引き起こす子音として、声門摩擦音の/h/の変化もあるが、[h]には声門より上部の口腔内に特定の調音点が無いので、[h]は後続する母音に特に影響されやすい。そのために、上記(i)~(iii)のいずれを選択するかに関係なく、日本語における/h/は/i/や/y/の前では[ç]に変化し、/u/の前では[Φ]に変化するので、本稿では/h/の口蓋化は特に問題にしないことにする。

(8)に基づく、標準語は (i) と (iv) を選択し、首里方言などは (ii) と (iv) を選択し、南琉球の八重山石垣方言は (iii) と (iv) を選択するとみなすのが、



本分析の立場である。(首里方言における口蓋化規則と音素に関しては、[付録]を参照。)つまり、口蓋化を起こす子音に関してはこれらの3つの方言間に違いがあるが、口蓋化の要因となる*/i/*、*/y/*に関しては共通している。八重山石垣方言と首里方言に関して、口蓋化を引き起こす子音の選択において違いがあると見做す立場は以下に示すような音声的事実を反映するものである。

八重山石垣方言では、(9イ)が示すように*/k+i/*や*/g+i/*が口蓋化されることはなく、(9ロ)のように *ty*、*dy*、*ky*、*gy* が口蓋化されることもない。すなわち、破裂音音素*/t/*、*/d/*、*/k/*、*/g/*は*/i/*や*/y/*の前で口蓋化されない。しかし、(1イ)で示された分析によれば、首里方言における*/t/*、*/d/*、*/k/*、*/g/*は*/i/*の直前の位置で口蓋化されているので、2つの方言は口蓋化に関して相違があると主張するのが本分析の立場である。(9ハ)のように、摩擦性の素性をもつ*/ts/*や*/dz/*(その他に*/s/*、*/h/*)は*/i/*や*/y/*の直前では口蓋化される。接尾辞*/itta/*、*/yoor/*はそれぞれ「現在完了」、「丁寧」を表わす形態素である。

- (9) イ. */nak+itta/* → (無変化) <泣いてしまった(完了)>  
*/natsag+itta/* → (無変化) <はかどった(完了)>

- ロ. *abatyunu* <慌てない>  
*kutandyunu* <くたびれない>  
*basikyunu* <忘れない>  
*naggyunu* <投げない>

- ハ. */mats+itta/* → *matʃ+itta* <待った(完了)>  
*/mats+yoor+itta/* → *matʃ+oor+itta* <お待ちになった(完了)>  
*/hudz+itta/* →  $\Phi ud_3+itta$  <閉めてしまった(完了)>  
*/hudz+yoor+itta/* →  $\Phi ud_3+oor+itta$  <お閉めになってしまった(完了)>

(参考: 過去形は *mats+u+da* <待った>、 $\Phi udz+u+da$  <閉めた>)

次に、南琉球の八重山石垣方言と、沖縄本島の首里方言を対比してみると、(10イ)では、八重山石垣方言における拍[kɪ]や子音と半母音の連続[ky]に対して、首里方言では口蓋化された[tʃi]、[tʃ]が音声的には対応している。首里方言における[tʃi]が八重山石垣方言の[kɪ]以外に[tʃi]にも対応することを(10ロ)は示している。

	八重山石垣方言	首里方言	
(10) イ.	kinai	tʃinee	<家庭>
	kikuN	tʃitʃuN	<効く>
	kyoodai	tʃoodee	<兄弟>
	kyaaangi	tʃaangi	<いぬまき>
ロ.	tsikuN	tʃitʃuN	<付く>
	tsiki	tʃitʃi	<月>
	dzuu	dʒuu	<尾>

(10)で示されるように、首里方言の[tʃ]は八重山石垣方言における([i]の前に位置する)[k]か、[ky]に対応し、首里方言には(9ロ)におけるような子音と半母音の連続 ty、dy、ky、gy は音声的に存在しない。この事実は、首里方言における連続 ty、dy、ky、gy はすべて口蓋化されているという可能性を示している。首里方言には(9イ)と(9ハ)で示すような口蓋化に関する対比が破裂音と破擦音との間でみられない。<sup>3)</sup> このようにして、口蓋化現象に関して、八重山石垣方言と首里方言には明らかな相違点がある。そのような音声的な相違点があるにもかかわらず、八重山石垣方言における口蓋化と同様に、首里方言においても--/s/、/h/の他には--/c/と/z/を設定して、口蓋化に関する音声現象を説明しようとする根拠が脆弱なことを次節では論じる。

## 2. 首里方言における口蓋化

2.1節では、首里方言における口蓋化は適用条件 (8ii)、(8iv) が必要不可欠な

ことを示し、2.2節では、口蓋化の適用条件 (8ii)、(8iv) を採用した場合の音韻表示 (すなわち、(1イ)) は他の方言との音韻対応が明示的であるのに対し、従来の分析における音韻表示(2イ)は他の方言との音韻対応が不透明なことを論じる。

## 2. 1. 口蓋化の適用条件 (8ii)、(8iv) の必要性

首里方言動詞の活用においては、子音と半母音の連続 /t+y/、/d+y/、/k+y/、/g+y/ に対して、口蓋化規則の適用が必要になる事例を本節では紹介し、それと関連して従来の分析の不備を指摘する。

標準語の場合(McCawley 1968を参照)と同様に、首里方言における動詞語根は母音で終わるのか、子音で終わるのかによって、(11)のように大きく2つのタイプの活用を示している。その際の動詞語根の形態に基づき、(12)のような接尾辞の音韻表示が設定できる。接尾辞 /n/ は、肯定の直説法を表わす形態素であり、<sup>4)</sup> 標準語における [hoN] <本> のように1拍の長さをもつ鼻音化母音として音声表出するが、ここでは慣例に従って[N]で表記する。

	/wii/ <酔>	/kurub/ <転>
(11) イ. 現在 :	wii+yi+N	kurub+u+N
ロ. 過去 :	wii+ta+N	kuru +da+N
ハ. 進行 :	wii+too+N	kuru +doo+N
ニ. 否定 :	wii+raN	kurub+aN
ホ. 使役 :	wii+ras+u+N	kurub+as+u+N
ヘ. 可能 :	wii+rari+yi+N	kurub+ari+yi+N
ト. 命令 :	wii+ree	kurub+ee
チ. 志向 :	wii+ra	kurub+a

(12) イ. 派生接尾辞 :

/ras/ <使役>      /rari/ <可能> <sup>5)</sup>

ロ. 屈折接尾辞：

/yi/ <現在時制：(11イ)、(11へ)を参照> /ta/ <過去時制>  
 /too/ <進行> /ran/ <否定> /ree/ <命令>  
 /ra/ <志向> /n/ <直説法：(11イ)~(11ハ)、(11ホ)、(11へ)  
 を参照>

(12ロ)における現在(または非過去)時制辞が/yi/ではなく、/yi/とするのには音韻的な理由がある。/i/は後舌性という素性をもつ母音なので、(7)に関してすでに述べたように「/y/は常に後舌性の素性をもつ母音音素/a o u i/とのみ共起する」という一般化が可能になる(詳細については宮良・新川 1994を参照)。さらに、(11イ)における語根/kurub/に続く現在(時制)辞内の/i/が[u]に転化するということは、高舌性と後舌性に関して同じ値を共有する母音同士の交替であり、口唇性の値がマイナスからプラスに変わるだけである。しかし、/yi/を音韻表示だとすると、/i/が[u]に転化する際には口唇性と後舌性に関する両方の値が変化することになるので、音韻的にはさらに複雑な変化である。以上の理由で、/yi/よりも/yi/の方が音韻的な単純化に貢献する。音素/i/の新たな存在意義については後節で触れる。

(11)では、(8)における口蓋化に続いて、/r/-脱落、/y/-脱落、/i/の口唇音化、/i/の非後舌化などの規則の適用がみられる。それらの規則は列記した順に適用されるものと仮定し、簡単に次のように規定する。( )内の説明は、規則の適用順序が定まってさえいれば、不要になるものである。

(13) /r/-脱落

形態素末尾子音に続く接尾辞頭子音/r/は脱落する。

(例) /kurub+ran/ → kurub+aN <転ばない>  
 /kurub+ree/ → kurub+ee <転べ>  
 /kurub+ras+yi+n/ → kurub+as+u+N <転ばす>

(14) /y/-脱落

形態素末尾子音や口蓋化された子音に続く接尾辞頭子音/y/は脱落する。

(例) /kurub+yi+n/ → kurub+i+n (→ kurub+u+N) <転ぶ>  
(口蓋化された子音に続く/y/の脱落に関しては、(22ロ)、  
(23)、(24ロ)、(25ロ)、(26)、(27)、(28ハ)、(29)、(32イ)、(32ロ)  
で適用されている。)

(15) /i/の口唇音化

形態素境界/+/に挟まれた/i/[すなわち、/+i+/]は(規則(14)  
により/y/との非口唇性を有する連携を解かれて)口唇性のuに変  
化する。

(例) (/kurub+yi+n/ →) kurub+i+n → kurub+u+N <転ぶ>

(16) /i/の非後舌化

(規則(15)の適用を受けない)すべての/i/は、(最終的には)iに変  
化する。

(例) /wii+yi+n/ → wii+yi+N <酔う>  
(/kurub+rari+yi+n/ →) kurub+ari+yi+n → kurub  
+ari+yi+N <転ばれる>

次に、(11ニ)の kurub+aN <転ばない> のように否定形語尾が ...+aN で  
あれば、/r/-脱落規則(13)が適用されていることなので、その否定形の語根末  
尾は単一子音か、子音連続のいずれかであることが判明する。このことを利用して、  
語根の形態を(17イ)~(17ニ)のように決定できる。逆に、(11ニ)における wii+raN  
<酔わない> のように語根末尾が母音であれば、/r/-脱落規則(13)は適用さ  
れないので、否定形語尾は ...+raN のままである。

	<u>否定形</u>		<u>動詞語根</u>	
(17) イ.	?akk+aN	<歩かない>	/akk/	<歩>
	nuk+aN	<抜かない>	/nuk/	<抜>
ロ.	?iig+aN	<泳がない>	/iig/	<泳>
	kusag+aN	<削らない>	/kusag/	<削>
ハ.	?ut+aN	<打たない>	/ut/	<打>
	mat+aN	<待たない>	/mat/	<待>
ニ.	nnd+aN	<見ない>	/nnd/	<見>
	kund+aN	<括らない>	/kund/	<括>

(17)における動詞語根に対して、使役辞/ras/、可能辞/rari/、命令辞/ree/、志向辞/ra/が続くときにも、その語根末尾子音の後では/r/-脱落規則(13)が適用されて、(18イ)～(18ハ)が派生される。それは(11ホ)～(11チ)における語根/kurub/と後続接尾辞間の音変化から予測される通りである。使役形の派生に関しては、規則(13)の他に、規則(14)と規則(15)が適用されており、可能形の派生に関しては、規則(13)の他に、規則(16)が適用されている。

	<u>使役形</u>	<u>可能形</u>	<u>命令形</u>	<u>志向形</u>
(18) イ.	?akk+as+u+N	?akk+ari+yi+N	?akk+ee	?akk+a
	nuk+as+u+N	nuk+ari+yi+N	nuk+ee	nuk+a
ロ.	?iig+as+u+N	?iig+ari+yi+N	?iig+ee	?iig+a
	kusag+as+u+N	kusag+ari+yi+N	kusag+ee	kusag+a
ハ.	?ut+as+u+N	?ut+ari+yi+N	?ut+ee	?ut+a
	mat+as+u+N	mat+ari+yi+N	mat+ee	mat+a

ニ.	nnd+as+u+N	nnd+ari+yi+N	nnd+ee	nnd+a
	kund+as+u+N	kund+ari+yi+N	kund+ee	kund+a

(17)における動詞語根に現在時制辞／yi／が付属するときには、語根末尾子音／k／、／g／、／t／、／d／とそれに後続する／yi／の頭音／y／から、／k+y／、／g+y／、／t+y／、／d+y／のような連続が形成されるが、口蓋化が適用されて初めて現在形を正しく派生することができる。(19)で示されるように、／k+y／、／g+y／、／t+y／、／d+y／はそれぞれ口蓋化規則により tf+y、d<sub>3</sub>+y、tj+y、d<sub>3</sub>+y に変化し、最終的には／y／-脱落規則(14)が適用される。最終段階では、規則(14)と共に、／i／の口唇音化規則(15)も適用されている。

- (19) イ. /akk+yi+n/ → atʃtʃ+yi+n → ?at(ʃ)tʃ+u+N <歩く>  
 /nuk+yi+n/ → nutʃ+yi+n → nutʃ+u+N <抜く>
- ロ. /iig+yi+n/ → iid<sub>3</sub>+yi+n → ?iid<sub>3</sub>+u+N <泳ぐ>  
 /kusag+yi+n/ → kusad<sub>3</sub>+yi+n → kusad<sub>3</sub>+u+N <削る>
- ハ. /ut+yi+n/ → utʃ+yi+n → ?utʃ+u+N <打つ>  
 /mat+yi+n/ → matʃ+yi+n → matʃ+u+N <待つ>
- ニ. /nnd+yi+n/ → nnd<sub>3</sub>+yi+n → nnd<sub>3</sub>+u+N <見る>  
 /kund+yi+n/ → kund<sub>3</sub>+yi+n → kund<sub>3</sub>+u+N <括る>

(9ロ)で示したように八重山石垣方言における問題の破裂音と／y／の連続が口蓋化とは無関係なのとは対照的に、(19)における首里方言の同一連続に対しては口蓋化が適用される。

一方、従来の分析によれば、現在形に口蓋化子音[tʃ]、[d<sub>3</sub>]が生起している以上、／c／か／z／から派生したものであり、それは(19)における動詞語根末尾子音／k／、／g／、／t／、／d／に代わるものである。(20)における派生では、規

則(14)、(15)の適用が必要である。

- (20) イ. /acc+yi+n/ → atʃtʃ+yi+n → ?at(ʃ)tʃ+u+N <歩く>  
 /nuc+yi+n/ → nutʃ+yi+n → nutʃ+u+N <抜く>
- ロ. /iiz+yi+n/ → iid<sub>3</sub>+yi+n → ?iid<sub>3</sub>+u+N <泳ぐ>  
 /kusaz+yi+n/ → kusad<sub>3</sub>+yi+n → kusad<sub>3</sub>+u+N <削る>
- ハ. /uc+yi+n/ → utʃ+yi+n → ?utʃ+u+N <打つ>  
 /mac+yi+n/ → matʃ+yi+n → matʃ+u+N <待つ>
- ニ. /nanz+yi+n/ → nnd<sub>3</sub>+yi+n → nnd<sub>3</sub>+u+N <見る>  
 /kunuz+yi+n/ → kund<sub>3</sub>+yi+n → kund<sub>3</sub>+u+N <括る>

しかしながら、従来の分析では、(20)における末尾子音の/c/、/z/を配置する動詞語根と否定辞/ran/から構成される音韻表示から、(17)におけるような否定形を派生しなければならない。「否定辞/ran/(あるいは、r-脱落適用後のan)の前」という本質的にはまったくの同一環境なために、(21イ)と(21ハ)においては末尾子音/c/から k を派生すべきか、あるいは t を派生すべきかを音韻的に区別ができないし、(21ロ)と(21ニ)においては末尾子音/z/から g を派生すべきか、あるいは d を派生すべきかを音韻的に区別することができない。このような場合でも、正しい否定形を導くためには何らかの規則が関与しているとみなす必要がある。しかし、唯一の出力を一般性のある条件の下で与えることができないならば、一般性のある規則として成立することはまず無い。

- (21) イ. /acc+ran/ → acc+an (\* → ?akk+aN) <歩かない>  
 /nuc+ran/ → nuc+an (\* → nuk+aN) <抜かない>



- ロ. /iiz+ran/ → iiz+an (\* → ?iig+aN) <泳がない>  
 /kusaz+ran/ → kusaz+an (\* → kusag+aN) <削らない>
- ハ. /uc+ran/ → uc+an (\* → ?ut+aN) <打たない>  
 /mac+ran/ → mac+an (\* → mat+aN) <待たない>
- ニ. /nnz+ran/ → nnz+an (\* → nnd+aN) <見ない>  
 /kunuz+ran/ → kunuz+an (\* → kund+aN) <括らない>

(21)における否定辞の場合だけでなく、使役辞/ras/、可能辞/rari/、命令辞/ree/、志向辞/ra/が続くときにも、語根末尾子音の/c/、/z/の後では k か t のいずれかを派生し、g か d のいずれかを派生する規則が必要になる。これを規則として認めれば、広範囲にわたって適用される必要があるので、一般性のある規則でなければならない。しかし、一般性のある適用条件を提示できない限り、規則として成立する可能性は極めて低い。

このようにして、(20)や(21)における動詞語根--/acc/、/nuc/、/iiz/、/kusaz/、/uc/、/mac/、/nnz/、/kunuz/--に基づく限り、(17)で示したような否定形だけでなく、使役形、可能形、命令形、志向形を一般的な規則で派生することができなくなるので、従来の分析は明らかに誤りである。音素/c/、/z/を設定しなければ、このような問題は生じない。すなわち、(17)や(18)における動詞語根--/akk/、/nuk/、/iig/、/kusag/、/ut/、/mat/、/nnd/、/kund/--に基づけば、(8ii)と(8iv)による口蓋化規則を適用して、動詞の活用形を正しく派生できる。

## 2.2. 音韻対応と口蓋化

日本語という同一言語に属する各方言には独立した文法体系があるはずであり、その各文法体系間には同一系統を表すためにみられる相関関係があり、その1つとして音韻対応が当然予測される。地理的な分布をもつ方言と社会的に重要な方言である標準語との間にも音韻対応が十分に予測される。一方、首里方言が口

蓋化として(8ii)と(8iv)を選択する以上、[tʃ]は/k/の口蓋化なのか、あるいは/t/の口蓋化なのか、また[dʒ]は/g/の口蓋化なのか、/d/の口蓋化なのかを決定することが必要になる。その決定は、動词语根の末尾子音の場合であれば、前節で述べたように動詞の活用を参考にして、(17)や(18)で示したような手順で動词语根の形態が決まるので、(19)のようにして/k/、/g/、/t/、/d/のいずれが口蓋化したものかが音韻的な考慮から明らかになる。動词语根の末尾以外の場合か、名詞や形容詞などの語彙の場合には、標準語や系統的により近い方言との音韻対応関係から、音韻的には/k/、/g/、/t/、/d/のいずれが口蓋化したものかを決定できることを本節では例証する。

## 2. 2. 1. [tʃ]に関する音韻対応

本分析では、硬口蓋無声破擦音[tʃ]は標準語の/k/か、または/t/から派生される。

まず、標準語の/k/に関連する首里方言語彙を例示する。(22イ)では/k/は/i/の前で口蓋化されるが、(22ロ)では/k/は/y/の前で口蓋化されている。(22ロ)における/y/は後舌母音音素/a o u i/の前でしか生起しない。(22イ)と(22ロ)における音韻表示の中には、標準語の音韻表示とまったく同一のものもある。その場合の音声表示の違いは、口蓋化が標準語のように(8i)を選択するか、首里方言のように(8ii)を選択するかにのみ依存している。/ai/の[ee]への変化については後節で触れる。

### (22) 標準語の/k/に関連する語彙

- イ. /kiku/ → tʃiku <菊>  
 /kimu/ → tʃimu <肝=心>  
 /kin/ → tʃiN <金>  
 /kik+yi+n/ → tʃitʃ+u+N <聞く>

/kiiru/ → tʃiiru <黄色>  
/kiba+yi+n/ → tʃiba+yi+N <気張る=頑張る>

ロ. /kyaku/ → tʃaku <客>  
/kyan/ → tʃaN <喜屋武(地名)>  
/kyaa+yi+n/ → tʃaa+yi+N <消える>

/kyoodai/ → tʃoodee <兄弟>  
/kyoogin/ → tʃoogiN <狂言>

/kyuukyan/ → tʃuutʃaN <急に>

次に、標準語の/t/に関連する語彙を例示する。(23イ)~(23ハ)では、/t/は/y/の前で口蓋化されている。その/y/には後舌性の素性をもつ母音音素が後続できる。(23イ)と(23ロ)における/tyi/は、それぞれ標準語の[tʃi]、[tsu]に対応している。音韻表示/Cyi/については後述する。

(23) 標準語の/t/に関連する語彙

イ. /tyii/ → tʃii <血>

ロ. /tyiki/ → tʃitʃi <月>  
/tyira/ → tʃira <面>  
/tyiyu/ → tʃiyu <露>  
/tyiru/ → tʃiru <鶴>

/tyiki+yi+n/ → tʃiki+yi+N <付ける、漬ける>  
/tyinag+yi+n/ → tʃinad<sub>3</sub>+u+N <繋ぐ>  
(参考: tʃinag+aN <繋がらない>、tʃinad<sub>3</sub>+i <繋ぎ>)

/tyig+yi+n/ → tfid<sub>3</sub>+u+N <継ぐ、接ぐ>

ハ. /tyaa/ → tfaa <茶>

/tyuras+a+n/ → tfuras+a+N <美しい>

/tyuus+a+n/ → tfuus+a+N <強い>

/tyuku+yaa/ → tfuku+yaa <作者、農夫>

/tyuku+i=yand+yi+n/ → tfiku+i=yand<sub>3</sub>+u+N <作り損ねる>

(参考: yand+aN <壊さない>、yand<sub>3</sub>+i <破損>)

当然ながら、首里方言語彙の中には、標準語との対応がない琉球方言固有の語彙もある。その中には、南琉球方言の1つである八重山石垣方言と音韻的に対応するものがあるし、(25ハ)や(26)で示すようにその方言との対応がみられない語彙もある。すでに(10)で挙げた八重山石垣方言例に基づけば、首里方言における[tʃ]は/k/から派生されたものなのか、/t/からの派生なのかを決定できる。[d<sub>3</sub>]に関しても、(24ハ)のように/g/からの派生なのか、(24ニ)のように/d/からの派生なのかが決まる。

	八重山石垣方言	首里方言	
(24) イ.	kinai	tʃinee ← /kinai/	<家庭>
	kyaangi	tʃaagi ← /kyaangi/	<いぬまき>
ロ.	tsikuN	tʃitʃuN ← /tyik+yi+n/	<付く>
	tsiki	tʃitʃi ← /tyiki/	<月>
ハ.	giigui	d <sub>3</sub> iigui ← /giigui/	<不平>
	gintoo	d <sub>3</sub> intoo ← /gintoo/	<本当>

ニ.	dz <u>u</u>	d <u>3</u> u	← /dy <u>u</u> /	<尾>
	d <u>3</u> iri	d <u>3</u> iru	← /dy <u>i</u> ru/	<どれ>

(24ロ)における八重山石垣方言の[tsi]は音韻的にも/tsi/であり、それに対応する首里方言の音韻表示は[tʃi]を派生しなければならない/tyi/であり、/ti/ではないという根拠を宮良・新川(1994)では示している。ここで簡単にくり返すと、首里方言などでは、逆行口蓋化と順行口蓋化の両方が同時適用され得るので、/sita/ <下> や/ika/ <いか> がそれぞれ[ʃitʃa]や[ʔitʃa]になるように、(20イ)における/tik/や/tit/は口蓋化の適用条件さえ満たせば、常に[tʃitʃ]に変化してしまう。そのため、正しい音韻表示は(25ロ)のような/tyik/や/tyit/を含まなければならない。/tyik/や/tyit/における/i/が順行口蓋化の適用を阻止する働きをしている。

(25) イ.	/t <u>i</u> ki+y <u>i</u> +n/	→	*tʃit <u>ʃ</u> i+y <u>i</u> +N	<付ける>
	/t <u>i</u> tai+y <u>i</u> +n/	→	*tʃit <u>ʃ</u> ee+y <u>i</u> +N	<伝える>
ロ.	/t <u>y</u> iki+y <u>i</u> +n/	→	tʃiki+y <u>i</u> +N	<付ける>
	/t <u>y</u> itai+y <u>i</u> +n/	→	tʃitee+y <u>i</u> +N	<伝える>

このようにして、八重山石垣方言の/tsi/には、首里方言の/tyi/が対応するという関係が成立している。

(23イ)における[tʃii] <血> は標準語における「イ」段、すなわち/ti/ (→[tʃi])、と対応するという事実に基づく、それに対応する首里方言の音韻表示は、(1イ)におけるように/tii/となるはずである。しかし、標準語よりは系統的に近い八重山石垣方言の[tʃii] <血> との対応の方を優先すべきという見解に立つと、八重山石垣方言の/tsi/と首里方言の/tyi/との対応関係から、首里方言の音韻表示は/tyii/ <血> とすべきである。本分析では、(1イ)における/tii/を改正し、/tyii/ <血> の方を提案する。

(24)や(25)に関する議論を基にして、(25ロ)のように順行口蓋化の適用条件を

回避するという考慮から、(26イ)では /tyik/ を設定することができる。また、(26ロ)では八重山石垣方言の /tsi/ との対応関係から /tyi/ を導き出せる。そして、(26イ)や(26ロ)などにおける分析から類推して、単純化を図るために、他の方言との対応が明らかでない(26ハ)でも /tyi/ を設定することができる。

- (26) イ. /tyikana+yi+n/ → tfikanayiN <養う、飼う>  
           /tyikura/ → tfikura <ぼら(魚名)>  
           /tyikunaas+yi+n/ → tfikunaasuN <しわくちゃにする>

ロ. /tyinnan/ → tfinnaN <かたつむり>

(参考: 八重山石垣方言では tsidami)

/tyimpee/ → tfimpee <唾>

(参考: 八重山石垣方言では tsitsi)

/tyinn+yi+n/ → tfinnuN <かたずを飲むこと>

- ハ. tfijiyiN <便秘する>  
       tfinteeyiN <まるまると太る>  
       tfintu <ぴったり>  
       tfiifii <機織り器具の名>

また、/tyi/ 以外の拍の場合でも、標準語や八重山石垣方言との対応がない語彙として、(27)のような例がある。それに対しては、(26ハ)と同様な単純化を図るために、(23ハ)における [tʃaa] <茶> を /tyaa/ から派生したように、(27)における第1拍は /tya/ で表示することができる。母音 [a] の前における口蓋化子音は、常に /y/ が関与しているからである。

- (27)   tʃassa <どれほど>  
          tʃaaga <どうか>  
          tʃan(nagiyiN) <(投げ)捨てる>

本節におけるまとめとして、従来の分析では[tʃitʃi] <月> の音韻表示は /cici/なので、第1拍と第2拍における子音は同一音素 /c/ であり、標準語の [tsuki] や八重山石垣方言の [tsiki] における子音音素 /t/、/k/ との対応が不透明である。音韻対応を明示的にするためには、この場合は /tyiki/ のように /t/ や /k/ を設定し、(8ii) と (8iv) に基づく口蓋化規則の適用が必要になる。

### 2. 2. 2. [d<sub>3</sub>]に関する音韻表示

口蓋化に関する本分析では、硬口蓋有声破擦音 [d<sub>3</sub>] は /g/ か、あるいは /d/ から派生されるので、このことを例証する。

有声破擦音 [d<sub>3</sub>] が /i/ の前で /g/ から派生される例は比較的少なく、(28イ) が示すように、そのほとんどが標準語の /g/ に対応している。(28ロ) のような八重山石垣方言との対応例はさらに少ない。また、/g/ が /y/ の前で口蓋化される例も極めて少なく、せいぜい(28ハ)における /gyi/ がある位である。

(28) イ.	/gisiki/	→	d <sub>3</sub> itʃi	<儀式>
	/gii/	→	d <sub>3</sub> iri	<義理>
	/gimmi/	→	d <sub>3</sub> immi	<協議=吟味>
	/ginkoo/	→	d <sub>3</sub> igkoo	<銀行>
	/giima/	→	d <sub>3</sub> iima	<儀間(地名)>
	/ginooN/	→	d <sub>3</sub> inooN	<宜野湾(地名)>
	/giibu/	→	d <sub>3</sub> iibu	<宜保(地名)>
	/gibattu/	→	d <sub>3</sub> ibattu	<ぎっしり>
ロ.	/giigui/	→	d <sub>3</sub> iigui	<不平>
	/gintoo/	→	d <sub>3</sub> intoo	<本当>
ハ.	/gyindyuu/	→	d <sub>3</sub> indzuu	<嚴重>
	/gyinkwan/	→	d <sub>3</sub> igkwaN	<玄関>
	/gyiinuu/	→	d <sub>3</sub> iinuu	<芸能>

/gyinka/ → d<sub>3</sub>igka <源河(地名)>

首里方言における /t/ が /i/ の前では現れないように、/d/ も /i/ の前では現れない。/ti/ に代わって /tyi/ が生起するように、/di/ に代わって /dyi/ が生起する。同様に、八重山石垣方言では /ti/、/di/ が無い。標準語における母音の /i/ は、首里方言の /i/ に対応するが、八重山石垣方言では /i/ に対応する。その事実を考えると、首里方言の拍の /ti/、/di/ と八重山石垣方言の /ti/、/di/ に関する両音韻体系内の位置づけは同等であるので、それらの拍はこの2つの琉球方言には存在しないという特性を共有しているのはむしろ体系的であり、単なる偶然ではない。(ついでながら、標準語における母音の /e/ は、首里方言の /i/ に対応し、八重山石垣方言では /i/ に対応している。) 拍に関するこの制限のために、(23イ)に関連してすでに述べたように、標準語の /ti/ が八重山石垣方言では /tsi/ (/i/) で対応し、首里方言では /tyi/ (/i/) で対応していると思われる。さらに、拍に関する同一制限が、標準語の単拍語 /di/ <地(面)> が八重山石垣方言では /dzii/ <地> で対応し、首里方言では /dyii/ <地> で対応することを予測させる。

音韻表示において /dyi/ を含む語彙は、/tyi/ の場合と同様に、他の同種の拍 /CyV/ に比べて圧倒的に多い。(29イ)における例の一部では /ai/ の [ee] への転化がみられる。この規則については、次節において後述する。標準語の複合語との対応においては、複合化の過程を経ないままに語彙化されたとも考えられるので、本稿では複合化が明らかな場合を除いては複合化を表わす境界記号 / = / は用いていない。(33イ)の参考例で示されるように、複合化は連濁と連動する。

(29) イ. /dyamadu+i/ → d<sub>3</sub>amadu+i <狼狽>

(参考: /dyamadu+yi+n/ → d<sub>3</sub>amadu+yi+N <狼狽する>)

/dyahwana/ → d<sub>3</sub>aΦana <謝花(地名)>

/dyaa/ → d<sub>3</sub>aa <蛇>

/dyari+yi+n/ → d<sub>3</sub>ari+yi+N <戯れる>



- /dyaiban/ → d<sub>3</sub>eebaN <在番>  
 /dyaigi/ → d<sub>3</sub>eegi <材木=銘木>
- ロ. /dyiihwaa/ → d<sub>3</sub>iiΦaa <かんざし>  
 /dyiikadyi/ → d<sub>3</sub>iikad<sub>3</sub>i <聞き分け>  
 /dyiinaa/ → d<sub>3</sub>iinaa <ほたる>
- /dyimbun/ → d<sub>3</sub>imbuN <分別>  
 /dyiramii/ → d<sub>3</sub>iramii <かまきり>
- ハ. /dyoo/ → d<sub>3</sub>oo <門>  
 /dyoosiki/ → d<sub>3</sub>ooʃitʃi <炊事>  
 /dyoosa/ → d<sub>3</sub>oosa <費用>  
 /dyooma/ → d<sub>3</sub>ooma <標準>
- ニ. /dyuri/ → d<sub>3</sub>uri <遊女>  
 /dyuku/ → d<sub>3</sub>uku <普通の女性>  
 /dyuusii/ → d<sub>3</sub>uuʃii <雑炊>

音韻対応を明示するには、(28)や(29)におけるように、[d<sub>3</sub>]は/g/から派生されるのか、/d/から派生されるのかという区別が必要であるにもかかわらず、従来の分析では/z/からすべての[d<sub>3</sub>]を導くので、<sup>6)</sup> 標準語や八重山石垣方言との音韻対応が不透明のままである。

### 2. 2. 3. [ʃ]に関する音韻表示

首里方言には音素/s/があり、音韻表示/siba/ <舌> における/s/は/i/の前では口蓋化されて[ʃiba]に変化する。/syV/で構成される拍の中では、/sya/、/syu/、/syo/の例が数多くあるが、その例については『沖縄語辞典』(1983)に譲ることにする。本節では[ʃee]の派生に限定して論じる。

拍[*f*ee]を直接/*syee*/から派生することは、/*y*/に後続できるのは後舌母音音素/*a o u i*/だけだとする共起上の制限に違反することになる。それで、[*f*ee]は/*syai*/から派生されるという見方が1つの可能性として生じるが、その妥当性について検討する。母音連続[ee]を派生する規則は果たして首里方言の音韻体系内における規則の1つとして成立するのか、標準語と首里方言との音韻対応上の規則的な関係なのか問題となる。まず、動詞語根の末尾母音/*a*/と名詞化辞/*i*/が連結する際には、音韻規則によって/*a+i*/が[ee]に変化するとみなさなければ、動詞活用の例(30イ)と動詞語根の名詞化の例(30ロ)において、同一動詞語根/*kira*/ <嫌>、/*wara*/ <笑> を表示することができなくなる。

- (30) イ. /*kira+yi+n*/ → *tʃira+yi+N* <嫌う>  
           /*wara+yi+n*/ → *wara+yi+N* <笑う>

- ロ. /*dai=kira+i*/ → *dee=tʃire+e* <大嫌い>  
       /*tyuku+i=wara+i*/ → *tʃuku+i=ware+e* <作り笑い>

しかし、首里方言語彙の中には[ai]を含むものがある。本分析では、そのときの[ai]に対する音韻表示は/*ai*/だと提案する。八重山石垣方言との対応を考慮すると、(31イ)では/*a*/と/*i*/の間で/*r*/が脱落した対応を示している。(31ロ)における動詞語根は/*dari*/ <だれ(る)>と/*da*/ <だれ(る)>の2つの形態を許し、両形態間にも/*a*/と/*i*/の間で/*r*/が脱落した関係がみられる。

- |         | <u>首里方言</u>    |   |   | <u>八重山石垣方言</u>    |
|---------|----------------|---|---|-------------------|
| (31) イ. | /makai/        | → | <i>makai</i> <どんぶり>                       | <i>makari</i>     |
|         | /akai/         | → | ? <i>akai</i> <障子>                        | <i>akar+i</i>     |
| ロ.      | /tyiru=dari+i/ | → | <i>tʃiru=dari</i> → <i>tʃiru=dai</i> <落胆> | <i>tsiru=dari</i> |
|         | /tyiru=da+i/   | → | <i>tʃiru=da+i</i> <落胆>                    |                   |

(30)と(31)に基づく議論により、/ai/を[ee]に融合する規則があり、その規則は/aɪ/には適用されないとみなすことができる。

/ai/を[ee]に変える母音融合規則によって、(32イ)の例はすべて提案された音韻表示から正しく派生される。(32イ)における語源的解釈は『沖縄語辞典』(1983)に従っている。(32イ)における/i/は、第2拍に生起するために、順行口蓋化の適用条件を満足していない。(32ロ)の語源は明らかではないが、調査をすれば(32イ)のような語源の解明が期待できるものと思われる。(32ハ)では/ia/に対して問題の融合規則が適用されているが、/ai/と同一取扱いが可能なのかは今後の研究に待つことにする。

- (32) イ. /syaiwai/ → ʃeewee <さいわい>  
           /syaityi/ → ʃeetʃi <才知>  
           /syaiku/ → ʃeeuku <細工=大工>  
           /syairoo/ → ʃeeroo <宰領=荷送監督>  
           /syaisin/ → ʃeefiN <再饌=食べ物のお代わり>  
           /syaidyuku/ → ʃeedʒuku <催促>

- ロ. /syai/ → ʃee <いなご>  
       /syai+gwaa/ → ʃee+gwaa <川えび> (参考: /gwaa/は指小辞)  
       /syaibai/ → ʃeebee <おせっかい>  
       /syaityi/ → ʃeetʃi <酒瓶>  
       /syaigana/ → ʃeegana <おろしがね>

- ハ. /siaki/ → ʃeeeki <仕開=開墾>  
       (参考: /siaki+yi+n/ → ʃeeeki+yi+N <開墾する>)

### 3. 同音異義語の音韻的区別

2.1節では動詞語根末尾子音とそれに後続する形態素頭音との間で口蓋化が起こらない事例を取り扱おうとするときに従来の分析では問題が生じることを示し、

2.2節では従来の分析における音韻表示は他の方言との音韻対応関係が不透明なことを指摘したが、本節では従来の分析では同音意義語を音韻的に区別することができないという不備があることを指摘する。

従来の分析では、(33イ)～(33ホ)の各対における音韻表示の第1拍はすべて /ci/ であり、音韻的な区別ができない。しかし、(8ii)と(8iv)に基づく口蓋化を認める立場からは、次のような音韻的区別ができるという点で望ましい分析である。冒頭における(1ロ)で示したように標準語の /e/ に対応する首里方言母音は /i/ であるということも、下記の音韻的区別において重要である。

- (33) イ. /kimi/ → tʃimi <君>  
 /tyimi/ → tʃimi <爪>  
 /tyimi+i/ → tʃimi <詰め>  
 (参考: /tyimi+yi+n/ → tʃimi+yi+N <詰める>、yuu=dʒimi <宿直>)

- ロ. /kiri/ → tʃiri <霧、桐、切れっ端>  
 /tyiri/ → tʃiri <塵>  
 /tyiri+i/ → tʃiri <連れ>  
 (参考: /tyiri+yi+n/ → tʃiri+yi+N <連れる>)

- ハ. /kiras+yi+n/ → tʃiras+u+N <(品物を)切らす>  
 /tyiras+yi+n/ → tʃiras+u+N <(腫れものを)散らす>

- ニ. /kii/ → tʃii <卦、気>  
 /tyii/ → tʃii <血、乳>

- ホ. /kina/ → tʃina <喜名(地名)>  
 /tyina/ → tʃina <綱>

(33イ)や(33ロ)における動詞語根末尾の/i/と名詞化辞/i/との連続/i+i/は、母音脱落によって[i]に変化する。しかし、/yuu=ami+i/(→[yuu?amii]) <湯浴み> や/abi+i=kui/(→[?abiigui]) <叫び> のように、動詞語根末尾の/i/と名詞化辞/i/との連続には後者の/i/の脱落はない。そのことから、音素/i/の存在意義を窺い知ることができる。

### 3. 結論

歯茎無声破擦音の特性をもつ/c/や歯茎有声摩擦音の特性をもつ/z/を独立した音素として認める従来の分析では、硬口蓋破擦音[tʃ]、[dʒ]は口蓋化の適用を受けなくて音素/c/、/z/の直接的な音声実現であるとしても、摩擦音[s]と[f]、[h]と[ç]が実在する以上、硬口蓋摩擦音[f]、[ç]を派生するには口蓋化規則の適用が必要である。しかし、この種の口蓋化を推し進めると、(i) まったくの同一環境で/c/から t や k を派生し、/z/から d や g を派生する必要が生じたり(2.1節を参照)、(ii) 他の方言との音韻対応が明示的ではなく(2.2節を参照)、(iii) 同音意義語を音韻的に区別することができない(3節を参照)。その中でも、特に(i)は致命的な欠陥である。音韻表示において、同一系統に属する言語や方言の文法体系間でみられる相関関係の1つである音韻対応が明示的であればある程、その表示の一般性は高いものである。しかし、/c/や/z/の音素から構成される音韻表示にはそのような一般性が欠落している。しかも、/c/や/z/の音素は常に口蓋化された破擦音[tʃ]、[dʒ]だけを表出するのに対して、首里方言には口蓋化を起こさない場合の[ts]、[dz]が生起することはないので、音素としては極めて特異である。/c/や/z/を不要とする本分析では、/c/は/ty/、/ki/、/ky/のいずれかの場合であり、/z/は/dy/、/gi/、/gy/のいずれかの場合であるので、口蓋化が適用される条件を満たしている。この見方は、(6)~(7)に関する議論で触れたように、[tʃe]、[dʒe]のような拍が存在しないことを正しく予測する。本分析では、その子音音素/c/、/z/に代わって、母音音素/i/が必要になる。宮良・新川(1994)でも論じられたように、音素/i/を設定することによって、(1ロ)や(25ロ)のようにして口蓋化の適用を阻止することができるし、典型的に琉球方言を6母音体系と特徴づけることが可能に

なり、/y/とそれに後続する母音との共起上の関係を一般化することが可能となり、その共起上の制限に基づく表示/yi/を利用して音韻的説明の単純化を図ることができる。また、本論で触れたように、(31イ)のように母音融合の適用を阻止したり、(33イ)や(33ロ)における場合のように動詞語根末尾の/i/が名詞化における/i/-脱落の適用を促したりするのに効力を発揮する。そのうえ、従来の分析における口蓋化よりも適用範囲の広くて、一般性の高い口蓋化適用条件(8ii)、(8iv)を採用するだけで、上記の(i)~(iii)に関する問題をも自動的に解決するので、本分析の方が一般性が高いという結論を導き出すことができる。

[付録]

首里方言の口蓋化規則

首里方言や多くの沖縄本島方言における口蓋化は、逆行的に適用されるだけでなく、限られた位置ではあるが、順行的にも同時に適用されることに特色がある。(その例に関しては、宮良・新川 1994を参照。)口蓋化の順行的適用は第一拍目の/i/が続く第二拍目の/t/、/k/や/d/、/g/をそれぞれ[tʃ]や[dʒ]に変える。そのために、/sita/ <下> や/higi/ <髭> における第一拍目の/i/は、逆行的にも順行的にも同時に作用し、その結果[ʃitʃa]や[çidʒi]を派生する。

その口蓋化を定式化する前に、まず首里方言における音素の種類を列記する。

(A) 子音音素

		口 唇	歯 茎	硬 口 蓋	軟 口 蓋	声 門
阻 害 音	破 裂 音	/p/ /b/	/t/ /d/		/k/ /g/	/ʔ/
	摩 擦 音		/s/			/h/
流 音			/r/			
半 母 音				/y/	/w/	

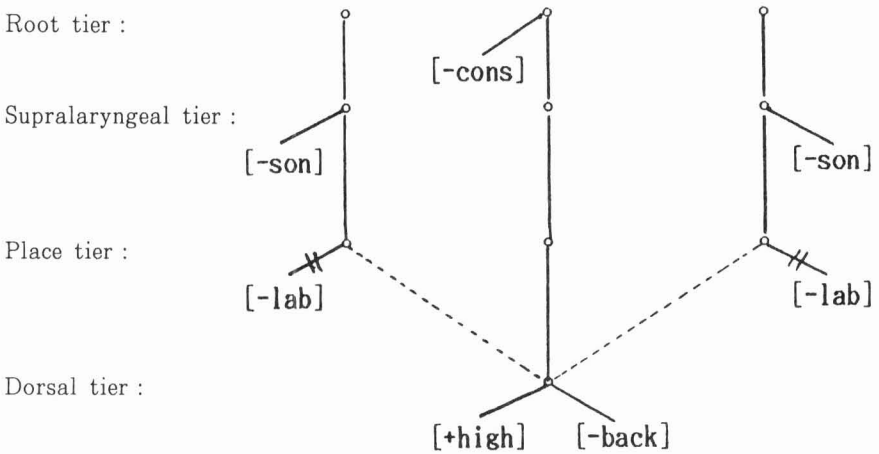
(B) 母音音素

	前 舌	中 舌	後 舌
高	/i/	/i/	/u/
中	/e/		/o/
低			/a/

口唇性の定義に関しては、Ladefoged (1975)に従い「両唇の中央部における接近度合いの大小」を表わし、/p/、/b/や/u/、/o/だけが[+口唇性]( [+labial] )、それ以外の子音や母音は[-口唇性]を有する。/e/、/i/以外はすべて[+後舌性] ([+back])の素性をもっている。

Clements (1985)などで提唱された「分節音の多重階層構造分析」に基づけば、口蓋化規則は次のように定式化される。素性[-son]は Underspecification Theory の下では不必要である(石原昌英氏の指摘に拠る)。

(I) 口蓋化



Condition : Progressive spreading is possible only when the non-sonorant occurs in the second mora.

上記規則(I)は2つの変化を表わし、初めに「子音でないことを表わす素性([-consonant])」をもつ/i/や/y/が支配する「声門より上に位置する調音点」に関する硬口蓋を表わす[+high, -back]が、直前か又は直後に隣接する非口唇性阻害音--すなわち、[-sonorant, -labial]を有する/t/、/d/、/k/、/g/、/s/、/h/--に対して点線で示すようにして拡散する。次に、その非口唇性阻



害音が支配する「声門より上に位置する調音点」に関する([-labial]を含む)すべての素性を切り離すことによって、自然にその非口唇性([-labial])を失った阻害音は/i/や/y/がもつ「声門より上に位置する調音点」に関する素性の[+high, -back]を譲り受けることができる。

「声門より上に位置する調音点」に関する素性の[+high, -back]を譲り受けた「硬口蓋調音の阻害音([-sonorant, +high, -back])」はすべてRedundancy Ruleの適用を受ける。そのため、「硬口蓋調音の非継続性子音([-continuant, +high, -back])」はすべて自動的に破擦音([+delayed release])として表出する規則(II)があり、それ以外の「硬口蓋調音の阻害音([-sonorant, +high, -back])」はすべて摩擦音([+strident])として表出する規則(III)が続いて適用される。

$$(II) \quad \begin{pmatrix} - \text{cont} \\ + \text{high} \\ - \text{back} \end{pmatrix} \rightarrow [ + \text{delayed release} ]$$

$$(III) \quad \begin{pmatrix} - \text{son} \\ + \text{high} \\ - \text{back} \end{pmatrix} \rightarrow [ + \text{strident} ]$$

\*本稿の作成にあたっては、首里方言のインフォーマントとして喜名朝昭氏(59才)のお世話になったことを記し、謝意を表したいと思う。当然ながら、記載されている中で誤りや不備があれば、その責任はすべて著者にある。

注

<sup>1)</sup>(1イ)における音韻表示 /tii/、/dii/ はそれぞれ後節において /tyii/、/dyii/ に修正される。

<sup>2)</sup>声門破裂音[ʔ]は語頭における母音の前に現れることは常に予測されることなので、この位置における[ʔ]の生起は弁別的ではない。しかし、(i)や(ii)のように、半母音や鼻音の前では対立するので、その生起は弁別的である。

(i) ʔyaa <第2人称代名詞>    yaa <家>

(ii) ʔnni <稲>                      nni <胸>

<sup>3)</sup>八重山石垣方言では、摩擦性を有する摩擦音や破擦音だけが口蓋化を起こしている。詳細については宮良 1995を参照。

<sup>4)</sup>文末においては、/n/と/ru/の生起は相補的であり、/n/は直説法を表わす肯定文(i)に現れるが、/ru/は関係節(ii)や強調された句を含む文(iii)にしから現れない。

(i) ʔare-e    wii+too+N  
 彼-は 酔っている  
 「彼は酔っている。」

(ii) ( \_\_\_\_\_ wii+too+ru)    ttʃu-nu a+ma-kara    tʃuu+N  
 酔っている    人-が あそこから    来る  
 「酔っている人があそこから来る。」

(iii) t uburu-nu-ru    yam+u+ru  
 頭-が-強調 痛む+強調  
 「頭が痛いのだ。」

<sup>5)</sup>首里方言における /i/ は通常、標準語 /e/ と対応することに注意。

<sup>6)</sup> 普段の会話などでは、標準語における[dz]は語腹で[z]として現れる傾向にある。しかし、標準語とは異なり、首里方言は口蓋化と破擦性の強い言語であるので、土族の言葉がなくなった今は[dz](や[z])は無く、ほとんどの場合が[d<sub>3</sub>]として現れる。

### 参 照 文 献

- 上村幸雄 1962 「琉球の方言」 国語学会(編)、『方言学概説』、103-34.  
または外間守善(編)、『沖縄文化論叢 5(言語編)』、80-102. 平凡社
- 上村幸雄 1978 「現代日本語の音韻体系」 松本泰丈(編)、『日本語研究の方法』、287-326. 麦書房
- 上村幸雄 1992 『言語学辞典 第4巻(世界言語編)』、771-814. 三省堂
- 金城朝永・服部四郎 1955 「附、琉球語」 市川三喜・服部四郎(共編)、『世界言語概説下巻』、307-56. 研究社
- 国立国語研究所(編) 1983 『沖縄語辞典』 大蔵省印刷局
- 津波古敏子 1992 『言語学辞典 第4巻(世界言語編)』、829-48. 三省堂
- 仲宗根改善 1983 『沖縄今帰仁方言辞典』 角川書店
- 名嘉真三成 1993 『琉球方言の古層』 第一書房
- 中本正智 1976 『琉球方言音韻の研究』 法政大学出版
- 宮良信詳・新川智清 1994 「沖縄本島与那原方言における中舌高母音素 /i/ について」 『言語研究 105』、1-31.
- 宮良信詳 1995(予定) 『南琉球・八重山石垣方言の文法』(仮題) くろしお出版
- Clements, G. N. 1985. 'The geometry of phonological features,' *Phonology Yearbook 2*, 225-252.
- Ladefoged, Peter. 1975. *A Course in Phonetics*. New York: Harcourt Brace Jovanovich, Inc.
- McCawley, James D. 1968 *The Phonological Component of a Grammar of Japanese*. The Hague: Mouton.